

奈良市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例

奈良市住宅新築資金等貸付条例（昭和49年奈良市条例第43号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に貸し付けている、又は借入申請がある住宅新築資金等については、この条例による廃止前の奈良市住宅新築資金等貸付条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。